

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 9 月16日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第17号

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員特殊勤務手当支給規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭等の児童又はその保護者等と面接して行う相談、調査又は指導に関する業務</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（社会福祉業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条第1項に規定する人事委員会規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に基づき、母子家庭等の児童又はその保護者等と面接して行う相談、調査又は指導に関する業務</p> <p>(7)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。